【豊後大野市】



令和９年度 教育･保育施設等入所手続のご案内

（ 令和９年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日の間の施設利用 ）

１ 入所申込みの受付期間及び申込み場所

(1)市内施設【２・３号（保育認定)】

受付期間	＜継続、新規・転園＞ 令和８年１１月９日（月）～令和８年１２月１５日（火） ＜継続＞ 園への提出は１１月３０日（月）まで
受付場所	市内の教育・保育施設（認定こども園・保育所・事業所内保育所） 子育て支援課（認定こども園・保育所・事業所内保育所） 各支所

※ 継続申し込みにつきましては、在園中の施設へご提出ください。

※ 在園児のきょうだいについて新規申し込みをする場合は、継続申し込みと同時に施設経由でご提出ください。

※ 利用調整（入所判定）結果については、３月初旬までにお知らせします。

※ 受付期間後に申し込まれた場合は、すべての利用調整が終わった後に二次選考にて利用調整を行います。

※ 必要書類がすべて揃っていない場合は、入所判定ができないため、保留になることがあります。

※ 年度途中から入所希望の方の受付も行います。

(2)市外施設（就労等の都合で市外施設での教育・保育を希望する場合）

市外施設を利用する場合でも保護者の住所地で保育の必要性の認定を行います。2･3 号（保育認定）については、豊後大野市に申込書を提出してください。

※ 市町村ごとに受付期間が異なりますので、希望施設がある市町村の受付期間を確認のうえ、提出してください。

(3)１号（教育認定）

期間・必要書類等は、ご希望の施設へ直接お問い合わせください。

２ 教育･保育給付認定の種類

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能施設	保育の必要量
１号	3～5 歳	無	幼稚園、認定こども園（教育部分）	【教育標準時間】
２号		有	認定こども園（保育部分)、保育所	【保育標準時間】 １日 11 時間以内 【保育短時間】 １日８時間以内
３号	0～2 歳		認定こども園（保育部分)、保育所、事業所内保育所	

※ 教育・保育給付認定証は、希望した方のみ送付します。

※ 教育・保育給付認定区分（1・2・3 号）及び保育必要量（標準時間・短時間）は、**月途中の変更はできません。書類等が提出された日の、翌月１日からの認定変更となります。**

３　申込みから施設利用までの流れ

【１号】	【２号・３号】
① 各施設に申込書提出（市への届出も必要です） ↓ ② 利用選考・内定通知（施設より通知） ↓ ③ 入所決定通知 ↓ ④ 各施設説明会⇒施設利用開始 ※施設により利用の流れが異なる場合があります。	① 教育・保育給付認定申請書兼申込書（兼現況届出書）提出 ↓ ② 利用調整（利用選考） ↓ ③ 入所決定通知・入所保留通知 ↓ ④ 各自契約 ↓ ⑤ 各施設説明会⇒施設利用開始

４　保育を必要とする事由

２号・３号認定を申請できる子どもは、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、父母またはその他の保護者等が、その子どもの保育を必要としている場合です。

事　　由	状　　況
就　　労	仕事（月 64 時間以上）をする場合（フルタイム、パートタイム、自営、内職等の就労を含む）
妊娠・出産等	母親が妊娠中であるか又は出産後間がない場合
疾病・障がい	病気やケガ、身体等に障がいがある場合
同居親族の看護・介護	その子どもの家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、家族がいつもその看護にあたる場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合
求職活動等	求職活動等を行う場合
就　　学	就学（職業訓練を含む）中の場合
虐待やＤＶ避難	虐待やＤＶ被害のおそれがある場合
育児休業中の継続入所	保護者の育児休業開始時点で保育施設に入所中の子どもについて、当該育児休業の間も引き続き入所が必要と認められる場合
そ　の　他	上記と同様の状態と認められる場合

５　教育・保育給付認定（各事由）の有効期間

保育を必要とする事由により教育・保育給付認定の有効期間が異なります。有効期間が切れた場合は施設の利用ができません。引き続き利用するには期間の更新手続きを行ってください。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間
就　　労 疾病・障がい 同居親族の看護・介護 災害復旧 虐待やＤＶ避難	当該子どもの小学校就学前まで （３号認定は、３歳の誕生日の前々日前まで） または、証明書が定める期間
妊娠・出産等	出産（予定）月を含む、最大４ヶ月間（産休期間の定めがある場合はその期間）
求職活動等	３ヶ月間
就　　学	卒業予定日を含む月末まで
育児休業中の継続入所	育児休暇期間終了まで ※育児休業からの復職日によって、入所を希望できる月が違います。 復職日が 1～15 日：復職する月の前月 1 日から 復職日が 16～31 日：復職する月の 1 日から
そ　の　他	市長が必要と認める期間

６　申し込みに必要な書類

(1) １号認定

① 各施設の申込書（各施設にあります）
② 教育・保育給付認定申請書兼申込書（兼現況届出書）（様式第 1 号）
③ 誓約書（継続）

(2) ２号認定、３号認定

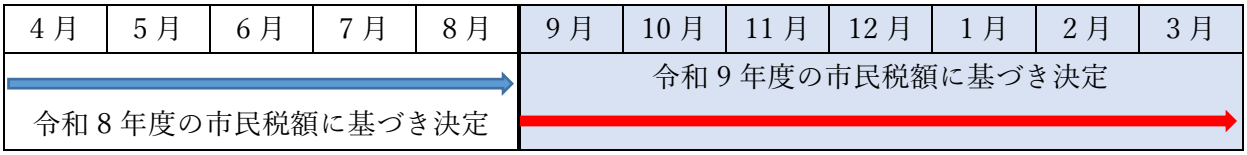
① 教育・保育給付認定申請書兼申込書（兼現況届出書）（様式第 1 号）
② 保護者が保育を必要とする事由の証明（下記【保育を必要とする事由の証明】参照）
③ 申立書（下記【保育を必要とする事由の証明】参照）
④ 利用に係る調書（様式第 4 号）
⑤ 誓約書（継続）
⑥ 大分にこにこ保育支援事業申請書（第 2 子以降の 3 歳未満児）
⑦ 書類提出確認票（新規・転園）

【保育を必要とする事由の証明】　※下記のいずれかの書類が必要です。

保育を必要とする事由	提出書類	備考	申立書 ◎：必要 ○：必要に応じて提出
就労（居宅外就労）	就労証明書（様式第 2 号）	毎年提出が必要です。 **証明日から 3 か月以内に限り有効です。** 提出後に就労先が変わった場合は、再度提出してください。	○
就労（自営業等） **※就労証明書を自身または親族が記入しているもの**	・就労証明書（様式第 2 号） **・令和 9 年度（令和 8 年分）の確定申告書等の写し※1** **※1 が提出できない場合は下記のうちから自身の自営が証明できるもの** **営業許可書の写し、開業届の写し、耕作証明、給与明細書の写し、その他**	**※1 申告後提出。**法人格を有している場合は省略可。 「確定申告書の写し」以外の場合は、証明日（受付日等）から１年以内のものを提出してください。	○
妊娠・出産等	母子健康手帳の写し	表紙（保護者名記載のページ） 分娩予定日または出生届出証明欄	◎
疾病・障がい	診断書※2 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳※3	※2 療養期間、日中保育ができない旨の記載があるもの ※3 各手帳は写しを提出してください。	◎
同居親族の看護･介護	診断書、介護保険証等※4	※4 療養期間、看護・介護が必要であることがわかるもの	◎
災害復旧	罹災証明等		◎
求職活動	申立書に記入		◎
就学	在学証明書 在学期間、就学時間がわかるもの（カリキュラム等）		○
虐待やＤＶ避難	お問い合わせください		◎
育児休業中継続入所※	就労証明書（様式第 2 号）※5	※5 取得期間がわかるもの	
その他		※令和 5 年 11 月より、育休を取得しない場合も生まれたお子様が 1 歳になるまで継続入所が可能となりました。手続きが必要ですので詳しくはお問い合わせください。	○

※副食費の算定について

＜令和８年度＞



副食費徴収/免除判定の切り替え時期は９月です。４月～8 月分は前年度の市町村民税所得割課税額で算定し、９月～3 月分は当該年度の市町村民税所得割課税額で判定します。

※1 月 1 日時点において、本市に住民登録が無かった等により、市町村民税の確認ができない場合はマイナンバーによる情報連携により、課税証明書の提出を省略することができます。

７　記入上の注意

教育・保育給付認定申請書兼申込書（兼現況届出書）（様式第１号）

- □　**子ども一人につき一部必要**です。裏面までありますので、ご記入をお願いいたします。
- □　「教育・保育給付認定証」の有効期間に関わらず、「現況届」も兼ねているため毎年度の提出が必要です。
- □　マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号通知書等でご確認ください。
- □　後日電話連絡する可能性がありますので、保護者等の連絡先は必ず記入してください。
- □　「保育の必要量」は就労等の時間によって異なります。就労時間が月に 64 時間以上 120 時間未満の場合や求職中等は原則短時間認定となります。
- □　世帯の状況は、同居（世帯分離・同敷地内含む）する家族全員を記入してください。枠内に入らない場合は下の備考欄に記入してください。
- □　**在宅障害者適用の有無が「有」の場合は、各種手帳の写しを添付してください。**
- □　「利用希望施設名」は第４希望まで記入できます。記入いただいている範囲で利用調整を行います。

就労証明書（様式第２号）

- □　保護者（父母等）が就労（自営業含む）の場合は勤務先の証明が必要です。
- □　自営業の方は、申請書提出後、令和９年３月末までに令和９年度（令和８年分）の確定申告書の写しを提出してください。
- □　「産休・育休中の場合」欄は、該当があれば必ず記入してもらってください。

申立書（様式第３号）

- □　**保護者が市外にいる場合は、登録の必要があるため「氏名」・「続柄」・「生年月日」・「年齢」・「性別」・「マイナンバー」・「現住所」の記入をお願いします。**

利用に係る調書（様式第４号）

- □　「祖父母の現況」は、同居・別居にかかわらず記入してください。
- □　該当者が複数おり、所定の位置に書けない場合は、備考欄に記入してください。

誓約書

- □　継続入所の申込みの際に必要となります。

大分にこにこ保育支援事業申請書

- □　満３歳未満（令和９年４月１日時点）で、父又は母いずれかの実子（養子含む）の第２子以降の子どもであれば提出してください。保育料免除の対象になります。ただし、申請をしていただいても、県の予算・基準により廃止される場合がありますのでご了承ください。

８　その他

①　保育の必要性認定基準及び利用できる内容によっては、通年で承諾されない場合があります。

②　施設の定員等により、施設に入所できない場合があります。

③　利用承諾前に保育を必要としなくなった場合又は承諾後に施設を退所（園）する場合、及び利用施設を変更したい場合は、届出をしてください。

④　認定後、以下のような変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。**事由発生にも関わらず、届出をしていない場合は、認定取消しとなる場合がありますのでご注意ください。**

◆仕事退職、仕事変更

◆出産、産休、育休等

◆世帯状況変更

- □　婚姻・再婚（戸籍の届出はしていなくても、内縁関係にある場合も含む）
- □　離婚
- □　児童の親権変更
- □　転居による家族状況変更

◆市外転出　　など

⑤　**入所直後の保育時間は、児童を集団生活に慣れさせるために、児童の体調等に配慮しながら短い時間（ならし保育）から徐々に通常の時間になります。詳しくは、入所を希望される施設へお問い合わせください。**



９　お問い合わせ先

課　名	係　名	住　所	電話番号
子育て支援課	こども支援係	豊後大野市三重町市場 1200	0974-22-1047 （内線 2136）
清川支所	市民係	豊後大野市清川町砂田 936-2	0974-35-2111
緒方支所	〃	〃　緒方町馬場 41-1	0974-42-2111
朝地支所	〃	〃　朝地町朝地 932-1	0974-72-1111
大野支所	〃	〃　大野町田中 55-1	0974-34-2301
千歳支所	〃	〃　千歳町新殿 706-1	0974-37-2111
犬飼支所	〃	〃　犬飼町犬飼 28	097-578-1111

市内の教育・保育施設　令和９年度予定（令和 8 年 10 月 1 日時点）

区分	施設名	受入年齢	住　所	電話番号
保育所	双葉保育園	0～5 歳	三重町市場 1160	0974-22-0562
	扇田保育園	0～5 歳	三重町内田 2717-1	0974-22-0570
	千歳保育園	0～5 歳	千歳町長峰 730	0974-37-2073
認定こども園	スマイスセレソン三重こども園	0～5 歳	三重町市場 1477-4	0974-22-0182
	ひがしこども園	0～5 歳	三重町小坂 3956	0974-22-4460
	ももえだこども園	0～5 歳	三重町百枝 1570	0974-22-2100
	すがおこども園	0～5 歳	三重町菅生 2198	0974-22-6454
	おがたこども園（公立）	0～5 歳	緒方町馬場 41-4	0974-42-2454
	あさじルンビニこども園	0～5 歳	朝地町坪泉 526	0974-72-0171
	おおのルンビニこども園	0～5 歳	大野町田中 247-13	0974-34-2725
	いぬかいこども園	0～5 歳	犬飼町田原 1419	097-578-0706
内事保業育所	さくら保育園（地域枠）	0～2 歳	三重町赤嶺 1250-1	0974-22-0660
	にこにこ保育園（地域枠）	0～2 歳	三重町小坂 4165-1	0974-22-3988

保育料

クラス	出生順位	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
0～2 歳児	第１子	無償 （国の無償化事業）	無償（市の独自支援事業）
	第２子		無償 （国の他子軽減事業） （県のにこにこ保育支援事業）
	第３子以降		
3～5 歳児	第１子	無償（国の無償化事業）	
	第２子		
	第３子以降		

市内に住民票があり、認可保育施設等を利用する場合の保育料となります。